

# 東京都立日本橋高等学校 管理運営規程

平成10年12月11日

校長 決定

改正 令和3年4月1日

## 第1 目的

この規程は、法令及び東京都教育委員会規則等の定めるところに従い、東京都立日本橋高等学校（以下「本校」という。）の管理運営に関し、必要な基本的事項を定め、円滑かつ効果的な学校運営を推進することを目的とする。

## 第2 事案決定

本校における事案決定は、東京都立学校事案決定規程等に基づき、原則として文書により行う。

## 第3 校長

校長は校務をつかさどり、所属職員を監督する。

## 第4 副校長

- 1 副校長は、校長を助け、命を受けて校務をつかさどり、及び校務を整理する。
- 2 副校長は、校長の命を受け、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督し、及び必要に応じ生徒の教育をつかさどる。

## 第5 主幹教諭

- 1 主幹教諭は、校長及び副校長を助け、命を受けて校務の一部を整理し、並びに生徒の教育をつかさどる。
- 2 主幹教諭は、担当する校務について、所属職員（経営企画室の所属職員を除く。）を監督する。

## 第6 主任教諭及び主任養護教諭

主任教諭又は主任養護教諭は、特に高度の知識又は経験を必要とする教諭又は養護教諭の職として、以下の役割を担う。

- 1 校務分掌などにおける学校運営上の重要な役割
- 2 指導・監督層である主幹教諭の補佐
- 3 同僚や若手教員への助言・支援などの指導的役割

## 第7 経営企画室長

経営企画室長は、校長の命を受け、経営企画室の事務を統括処理する。

## 第8 校務分掌組織

校務に関する分掌組織は次のとおりとする。

### 1 部

教 務 部 教育課程の編成及び実施、教科書及び教材の取り扱い、生徒募集、椅子・机の管理、HP管理、在校生の奨学金等、教務等に関することを扱う。

生活指導部 生活指導計画の立案及び実施に関する資料の整備等、生活指導に関すること、また生徒会指導に関することを扱う。

保健計画の立案及び実施、生徒の健康管理等、保健に関すること、また、校内美化（清掃）に関することを扱う。

進路指導部 進路指導計画の立案及び実施、進路情報の収集・整理、進学後の奨学金等、進路指導に関することを扱う。

### 2 学年

第1学年、第2学年及び第3学年を置く。

### 3 課程及び学科

全日制課程、普通科を置く。

### 4 教科

(1) 国語科、地理歴史科、公民科、数学科、理科、保健体育科、芸術科、外国語科、家庭科、情報科及び「人間と社会」を置く。

(2) 国語科、地理歴史科及び公民科、数学科、理科、保健体育科、外国語科に教科主任を置く。

### 5 企画調整会議

### 6 職員会議

### 7 教科会

教科主任を置く教科に教科会を置く。

### 8 委員会

#### ① 安全衛生委員会

所掌事項：教職員の危険又は健康障害を防止するための基本となる対策（労働災害の原因及び再発防止対策等）の重要事項について調査・審議を行なう。

構成委員：校長（統括安全衛生管理者）、労働安全又は衛生について関連する職にある者2名、労働安全又は衛生について経験を有する者3名、衛生管理者、産業医

② 学校保健委員会・食物アレルギー対応委員会

所掌事項：生徒の保健・衛生に関する事項を検討する。

構成委員：校長、副校長、養護教諭、各学年1名、体育科1名、家庭科1名学校医、学校歯科医、薬剤師、（食物アレルギー該当生徒担任）

③ 教科書選定委員会

所掌事項：教科書の選定に関する事務を行う。

構成委員：校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、教務部2名、各教科代表1名

④ 入学者選抜委員会

所掌事項：入学選抜における実施内容の検討及び実施要項の作成等を行う。

構成委員：校長、副校長、経営企画室長、教務主任、教務部1名、生活指導部1名、新第1学年主任

⑤ 教育課程委員会

所掌事項：教育課程に関する事務を行う。

構成委員：副校長、教務主任、各教科代表1名

⑥ 学力向上推進委員会・学力スタンダード委員会

所掌事項：本校に入学した生徒の学力を向上させる取組やその検証方法について検討する。

構成委員：副校長、教務主任、国語1名・数学1名・英語1名・理科1名・地歴公民1名

⑦ 都立学校開放事業運営委員会

所掌事項：学校開放事業に関する校内調整を行う。

構成委員：校長、副校長、経営企画室長、経営企画室1名、体育1名、墨田区教育委員会1名、PTA1名、地域代表1名

⑧ 施設委員会・省エネ委員会

所掌事項：施設整備に関すること、節電など省エネに関する検討及び運営を行う。

構成委員：副校長、経営企画室長、教務部 1 名、生活指導部 1 名、進路指導部 1 名、  
各学年 1 名、経営企画室 1 名

⑨ 防災教育推進委員会（学校安全委員会）

所掌事項：防災・学校安全に関する内容の検討及び防災訓練等の企画・運営を行う。

構成委員：副校長、経営企画室長、教務部 2 名、生活指導部 2 名、経営企画室 1 名、  
第 1 学年 1 名

⑩ ICT委員会

所掌事項：ICT関連の管理・運営を行う。

構成委員：副校長、教務部 2 名、生活指導部 1 名、経営企画室 1 名、校長が指定する  
者 1 名

⑪ 図書視聴覚委員会

所掌事項：図書の選定・管理及び視聴覚機器の管理を行う。

構成委員：副校長、司書教諭 1 名、校長が指定する者若干名

⑫ 「探究」委員会

所掌事項：「探求」（総合的な学習の時間で代替）に関する企画等を行う。

構成委員：副校長、第 1 学年 2 名、第 2 学年 1 名、第 3 学年 1 名及び第 1 学年副担任

⑬ 校内研修委員会

所掌事項：授業研究等の校内研究に関する企画・運営を行う。

構成委員：副校長、教務部 1 名、進路指導部 1 名、第 1 学年 1 名、第 2 学年 1 名

⑭ 進路関係推薦委員会

所掌事項：上級学校の指定校等への推薦者や就職先への推薦者を決定する。

構成委員：校長、副校長、進路指導部員及び第 3 学年担任

⑮ 教育相談委員会

所掌事項：教育相談に関する研修等の企画・運営及び教育相談の啓発活動を行う。

構成委員：副校長、養護教諭、生活指導部 2 名、各学年 1 名、スクールカウンセラー

⑯ 部活動推進委員会

所掌事項：部活動の推進に関する企画・運営を行う。

構成委員：副校長、経営企画室長、生活指導部 2 名、校長が指定する者 1 名

⑰ 学校いじめ対策委員会

所掌事項：いじめの防止等に関する措置を実効的に行う。

構成委員：副校長、養護教諭、生活指導部 1 名、各学年 1 名、スクールカウンセラー

#### ⑱ 広報委員会

所掌事項：学校の広報、募集対策、学校説明会に関する企画・運営を行う。

構成委員：副校長、経営企画室長、教務部 2 名、生活指導部、進路指導部、  
各学年 1 名

### 9 学校運営連絡協議会

#### (1) 目的

本校の教育活動が保護者・地域住民に理解され、かつ、本校の学校運営に保護者・地域住民の意向が反映され、本校が地域に根ざしより発展して行くための学校支援組織とすることを目的とする。

#### (2) 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、主任教諭の内、校長が委嘱する内部委員と、保護者代表等を校長が選任し、委嘱する協議委員とする。

#### (3) その他

その他の詳細は、「東京都立日本橋高等学校学校運営連絡協議会」設置要綱による。

### 10 学校サポートチーム

#### (1) 目的

学校サポートチームは、問題行動への効果的な対応と未然防止を図るために、学校、家庭、地域、関係機関が一体となった取組を進めるために設置する。

#### (2) 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹、主任の校長が委嘱する内部委員と、警察署署員及び学校運営連絡協議会協議委員とする。

#### (3) その他

その他の詳細は、「東京都立日本橋高等学校学校サポートチーム」設置要綱による。

### 11 部活動の指導

教育活動の一環として部活動を設置し、適切に運営する。部活動に関する事項について生活指導部の所掌とし、各部活動の指導業務は、当該部活動の指導を分掌する職員及び指導を委嘱された者が行う。

### 12 情報セキュリティ及び個人情報保護

情報セキュリティ及び個人情報保護に関する事項については、教務部の所掌とする。

### 1 3 その他

校長が必要と認めた時は、その他の分掌組織を置くことができる。

## 第9 経営企画室組織

経営企画室の業務は、経営、庶務、経理及び施設その他の事務とする。

## 第10 企画調整会議

### 1 目的

企画調整会議は、校長の補助機関として、校長が学校運営方針に基づき、学校全体の業務に関する企画立案及び連絡調整、各分掌間の連絡調整、職員会議における議題の整理、その他校長が必要と認める事項を行い、円滑かつ効果的な学校運営を推進する。

### 2 構成員

校長、副校長、経営企画室長、主幹教諭、教務主任、生活指導主任、進路指導主任、第1学年主任、第2学年主任及び第3学年主任とする。

### 3 開催

定例会は原則として毎週1回開催する。

### 4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

### 5 その他、必要な事項は、校長が定める。

## 第11 職員会議

### 1 目的

職員会議は、校長の補助機関として、次に掲げる事項のうち、校長が必要と認めるものを取り扱う。

- (1) 校長が学校の管理運営に関する方針等を周知すること。
- (2) 校長が校務に関する決定等を行うに当たって、所属職員等の意見を聞くこと。
- (3) 校長が所属職員等相互の連絡を図ること。

### 2 構成員

常勤の教職員。ただし、校長が認めた場合は他の職員も参加できる。

### 3 開催

定例会は、原則として月2回開催する。

### 4 招集

校長が招集し、その運営を管理する。

## 5 司会

校長が選任する。

## 6 記録

校長が記録者を選任する。記録者は、会議の要旨を会議録として取りまとめ、会議終了後、直ちに会議録を校長に提出し、会議の要旨が正確に記載されているかの確認を受けなければならない。

## 7 運営

- (1) 報告、意見聴取及び連絡に関する事項は、企画調整会議を経た上、事前に資料を添付し副校長に提出する。
- (2) 校長の意思決定に資するため、職員会議において、必要に応じて構成員の意向を聞くことはあるが、校長の意思決定を拘束するものではない。

# 第12 教科会

## 1 目的

教科主任が中心となって、各教科における指導の目標、方針の共有及び授業進度の調整並びに教科指導に関する人材育成を円滑に進める体制を確保するため、校務分掌組織の一つとして教科会を設置する。

## 2 所掌事項

- (1) 教科別の具体的な学習目標の策定及び検証に関すること。
- (2) 「年間授業計画」に関すること。
- (3) 各教員が作成する「週ごとの指導計画」の点検に関すること。
- (4) 授業の進度や指導内容の確認に関すること。
- (5) 定期考査及び学習評価に関すること。
- (6) 教科書選定に関すること。
- (7) 教務部との連絡・調整に関すること。
- (8) 組織的な教科指導において、校長が特に必要と認めること。
- (9) 教科指導力の向上に必要なOJTに関すること。

## 3 構成員

同一教科の全ての常勤の教員及び実習助手とする。

#### 4 開催

定例的な教科会を、月1回開催する。

年間計画に基づく教科会を、年間授業計画策定時（年1回）、定期考査前（年5回）、成績評定前（年3回）、OJT関係実施時期（年3回）に開催し、各学期開始前までに開催日を決定する。

その他、必要に応じて臨時の教科会を開催する。

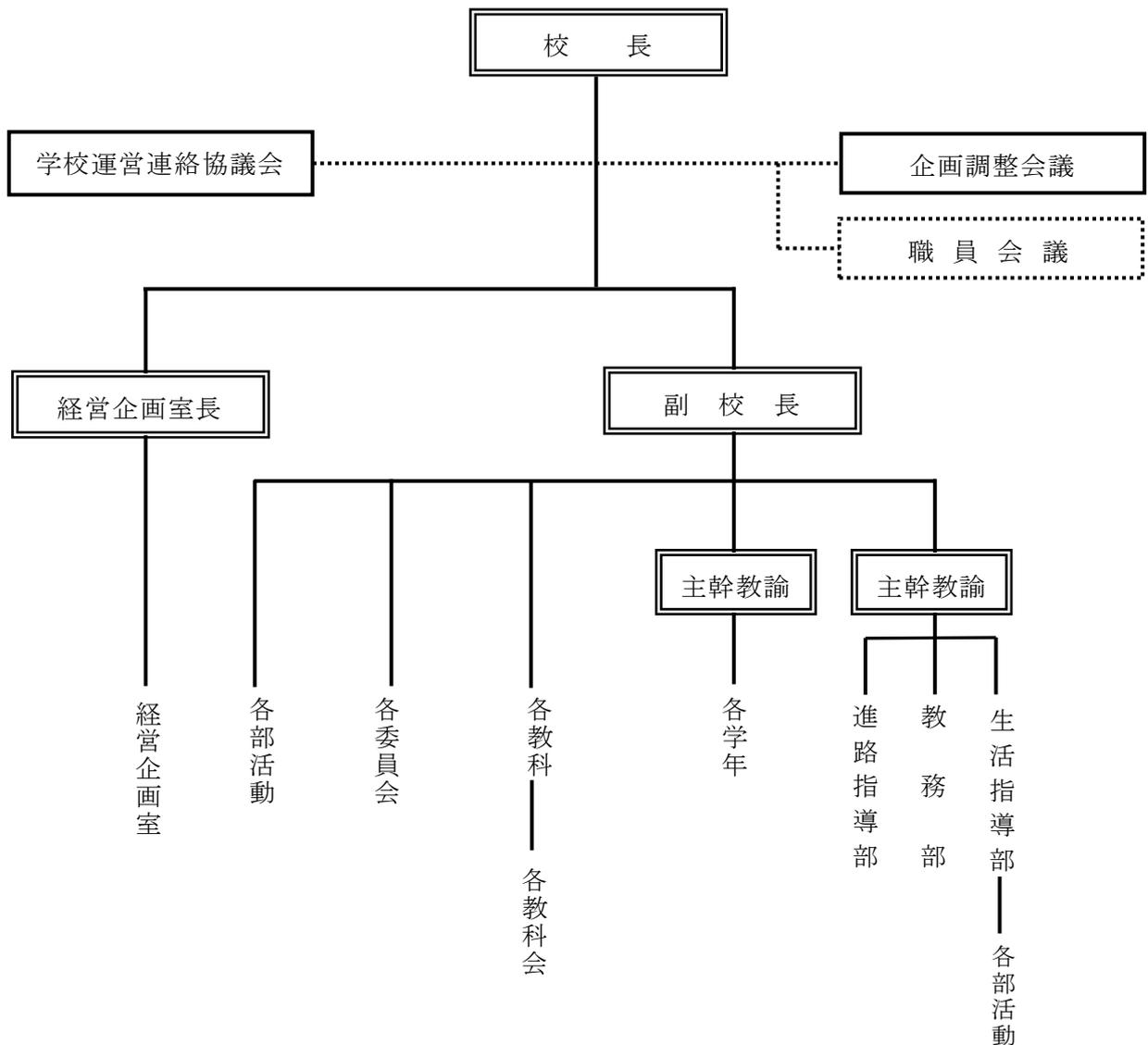
#### 5 招集

教科会は、教科主任が招集する。

教科主任は、校長、副校長に、教科会の開催状況を報告する。

### 第13 分掌組織図

分掌組織図は、次のとおりとする。



#### 第14 人事

分掌組織を構成する人事については、東京都教育委員会の権限に属するもののほかは校長が定める。

#### 第15 予算

校内予算の構成等については、「東京都立学校の予算編成等に係る規程」に基づき、適正かつ効率的な運営を図る。

#### 第16 校内規定

校長はこの規程に基づき、その他の校内規定を定める。

#### 第17 情報開示

この規程及びその他の校内規定については、保護者及び都民等の閲覧に供することができるよう整備する。

#### 附 則

この規程は令和3年4月1日から施行する。